政令第　　号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の四第一項、第五十五条の七第二項第三号、第六十条の三及び第六十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定用途港湾施設）」を付する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三　法第五十五条の七第二項第三号の政令で定める用途は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する船舶に係る旅客の利用とする。

２　法第五十五条の七第二項第三号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。

一　当該旅客施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁

二　当該旅客施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場

第二十二条第二項中「法」の下に「第四十一条の五、」を加える。

別表第五第一号(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　東京木材投下泊地防波堤西灯台（北緯三五度三七分三秒東経一三九度四九分四秒）から一二六度三〇分二、二七〇メートルの地点

(2)　東京木材投下泊地防波堤西灯台から一三六度三、三八〇メートルの地点

(3)　東京中央防波堤西灯台（北緯三五度三五分三三秒東経一三九度四七分二六秒）から一二九度一五分八、六二〇メートルの地点

別表第五第一号(5)及び(6)を次のように改める。

(5)　千葉港五井防波堤灯台（北緯三五度三三分一二秒東経一四〇度三分五九秒）から二七三度一五分一二、一四〇メートルの地点

(6)　川崎東扇島防波堤東灯台から八二度一五分一二、九四〇メートルの地点

別表第五第一号(9)を次のように改める。

(9)　東京中央防波堤西灯台から一三八度一五分六、一九〇メートルの地点

別表第五第一号(10)中「（北緯三五度三五分三三秒東経一三九度四七分二六秒）」を削り、同号(11)から(13)ま

でを次のように改める。

(11)　東京中央防波堤西灯台から一三二度一五分五、一一〇メートルの地点

(12)　東京中央防波堤西灯台から一三一度六、五八〇メートルの地点

(13)　東京木材投下泊地防波堤西灯台から一五四度四五分三、九八〇メートルの地点

別表第五第三号中「大阪湾」を「瀬戸内海」に、「次に掲げる」を「(1)から(78)までに掲げる」に、「(39)に」を「(78)に」に改め、「区域」の下に「のうち(79)から(83)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(79)に掲げる地点と(83)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(84)から(102)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(84)に掲げる地点と(102)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域、(103)から(108)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(103)に掲げる地点と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(109)から(118)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(109)に掲げる地点と(118)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(119)から(127)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(119)に掲げる地点と(127)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(128)から(131)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(128)に掲げる地点と(131)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(132)から(140)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(132)に掲げる地点と(140)に掲げる地点と

を結んだ線により囲まれた区域、(141)から(144)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(141)に掲げる地点と(144)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(145)から(169)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(145)に掲げる地点と(169)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(170)から(261)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(170)に掲げる地点と(261)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(262)から(266)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(262)に掲げる地点と(266)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域」を加え、同号(1)から(9)までを次のように改める。

(1)　飾磨西防波堤東灯台（北緯三四度四五分四三秒東経一三四度三八分五八秒）から一七六度四五分三、三六〇メートルの地点

(2)　鞍掛島灯台（北緯三四度四一分一〇秒東経一三四度三八分一四秒）から一四度一五分三、二八〇メートルの地点

(3)　上島灯台（北緯三四度四一分一三秒東経一三四度四二分五一秒）から一七九度一五分二、二五〇メートルの地点

(4)　東播磨港別府西防波堤灯台（北緯三四度四一分五四秒東経一三四度四九分五四秒）から二二八度三

〇分三、六六〇メートルの地点

(5)　東播磨港別府西防波堤灯台から二一六度三〇分三、七九〇メートルの地点

(6)　上島灯台から一七七度四五分二、九五〇メートルの地点

(7)　淡路山田港西防波堤灯台（北緯三四度二七分一秒東経一三四度四八分一秒）から二九八度一四、八二〇メートルの地点

(8)　淡路室津港西防波堤灯台（北緯三四度三一分三一秒東経一三四度五二分四一秒）から三三四度一五分六、四一〇メートルの地点

(9)　林崎港五号防波堤灯台（北緯三四度三八分三八秒東経一三四度五七分五九秒）から二一三度三〇分四、〇二〇メートルの地点

別表第五第三号中(10)から(22)までを削り、同号(23)中「江埼灯台」の下に「（北緯三四度三六分二三秒東経一三四度五九分三六秒）」を加え、同号中(23)を(10)とし、(24)を(11)とし、同号(25)中「平磯灯標」の下に「（北緯三四度三七分一八秒東経一三五度三分五五秒）」を加え、同号中(25)を(12)とし、(26)から(30)までを(13)から(17)までとし、同号(31)中「神戸第七防波堤西灯台」の下に「（北緯三四度四〇分八秒東経一三五度一五分一四秒）」を

加え、同号中(31)を(18)とし、(32)から(34)までを(19)から(21)までとし、同号(35)中「西宮防波堤西灯台」の下に「（北緯三四度四〇分四〇秒東経一三五度一八分四八秒）」を加え、同号中(35)を(22)とし、(36)から(39)までを(23)から(26)までとし、同号に次のように加える。

(27) 西宮防波堤東灯台（北緯三四度四〇分二一秒東経一三五度二一分三五秒）から二二八度一五分二、一四〇メートルの地点

(28) 西宮防波堤東灯台から二〇九度一五分二、一二〇メートルの地点

(29) 堺泉北大和川南防波堤北灯台（北緯三四度三六分一八秒東経一三五度二三分一七秒）から二七五度一五分六、六八〇メートルの地点

(30) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二八一度三〇分四、九五〇メートルの地点

(31) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七八度一五分五、〇六〇メートルの地点

(32) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七四度一五分四、八二〇メートルの地点

(33) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二五三度四五分五、六〇〇メートルの地点

(34) 堺浜寺北防波堤灯台（北緯三四度三三分二九秒東経一三五度二四分三四秒）から二七〇度四五分一

一、二〇〇メートルの地点

(35) 堺浜寺北防波堤灯台から二七一度四五分八、二二〇メートルの地点

(36) 堺浜寺北防波堤灯台から二六六度四五分八、四二〇メートルの地点

(37) 泉北大津南防波堤灯台（北緯三四度三一分四八秒東経一三五度二二分五一秒）から二九〇度一五分七、五四〇メートルの地点

(38) 汐見公園三角点（北緯三四度三〇分四二秒東経一三五度二二分四六秒）から二八八度三〇分一、九九〇メートルの地点

(39) 汐見公園三角点から二七八度三〇分二、〇七〇メートルの地点

(40) 泉北大津南防波堤灯台から二八八度四五分八、〇五〇メートルの地点

(41) 堺浜寺北防波堤灯台から二六七度三〇分一一、九六〇メートルの地点

(42) 亀ケ崎三角点（北緯三四度一七分三三秒東経一三五度一分一四秒）から三五六度一五分六、七八〇メートルの地点

(43) 友ケ島灯台（北緯三四度一六分五一秒東経一三五度二秒）から三二四度一五分二、一二〇メートル

の地点

(44) 友ケ島灯台から二二〇度一五分一、九四〇メートルの地点

(45) 生石鼻灯台（北緯三四度一六分三秒東経一三四度五七分）から一四三度四五分五、二八〇メートルの地点

(46) 田倉埼灯台（北緯三四度一五分五四秒東経一三五度三分四二秒）から一六八度四、五二〇メートルの地点

(47) 和歌山青岸北防波堤灯台（北緯三四度一三分一秒東経一三五度七分四〇秒）から二六四度一五分四、七八〇メートルの地点

(48) 生石鼻灯台から一五一度四五分六、四二〇メートルの地点

(49) 日ノ岬三角点（北緯三三度五三分六秒東経一三五度三分四八秒）から二五七度四五分一〇、二五〇メートルの地点

(50) 伊島灯台（北緯三三度五〇分四一秒東経一三四度四八分五三秒）から七九度四五分一一、六九〇メートルの地点

(51) 沼島三角点（北緯三四度九分三五秒東経一三四度四九分一秒）から二一六度一五分九、三四〇メートルの地点

(52) 徳島津田外防波堤東灯台（北緯三四度二分四七秒東経一三四度三六分三三秒）から九一度八八〇メートルの地点

(53) 徳島津田外防波堤東灯台から四六度九六〇メートルの地点

(54) 沼島三角点から二二〇度三〇分九、一一〇メートルの地点

(55) 鳴門飛島灯台（北緯三四度一三分五五秒東経一三四度三八分五五秒）から一五一度三〇分二、六〇〇メートルの地点

(56) 鳴門飛島灯台から七四度四五分一五〇メートルの地点

(57) 孫埼灯台（北緯三四度一四分二一秒東経一三四度三八分三六秒）から二四度一五分五〇〇メートルの地点

(58) 孫埼灯台から三一八度一、三七〇メートルの地点

(59) 大角鼻灯台（北緯三四度二六分東経一三四度二〇分一五秒）から一六六度三〇分四、四一〇メート

ルの地点

(60) 地蔵埼灯台から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点

(61) 地蔵埼灯台から二一八度三〇分一、一七〇メートルの地点

(62) 大角鼻灯台から一六五度四五分二、九九〇メートルの地点

(63) 讃岐水ノ子礁灯標（北緯三四度二九分四九秒東経一三四度二四分三五秒）から一〇三度四五分一一、八一〇メートルの地点

(64) 小松島三角点（北緯三四度三七分二〇秒東経一三四度二五分二七秒）から二六六度五、四八〇メートルの地点

(65) 鵜石鼻灯台（北緯三四度四二分一三秒東経一三四度二〇分三〇秒）から一五一度一五分四、三五〇メートルの地点

(66) 鵜石鼻灯台から八八度三〇分二、一五〇メートルの地点

(67) 網先山三角点（北緯三四度四四分三〇秒東経一三四度二〇分四四秒）から一三四度一五分二、五三〇メートルの地点

(68) 網先山三角点から一一五度四五分二、六九〇メートルの地点
(69) 網先山三角点から一一六度三〇分二、七七〇メートルの地点
(70) 網先山三角点から一三三度一五分二、六二〇メートルの地点
(71) 鵜石鼻灯台から八八度三〇分二、二六〇メートルの地点
(72) 鵜石鼻灯台から一四八度三〇分四、四七〇メートルの地点
(73) 小松島三角点から二六七度五、二三〇メートルの地点
(74) 讃岐水ノ子礁灯標から一〇三度一二、〇三〇メートルの地点
(75) 都志港北防波堤灯台（北緯三四度二五分八秒東経一三四度四六分三八秒）から三〇七度四五分一五、九九〇メートルの地点
(76) 上島灯台から二〇四度四五分三、二二〇メートルの地点
(77) 鞍掛島灯台から三四三度四五分二、七九〇メートルの地点
(78) 飾磨西防波堤東灯台から二〇〇度三〇分三、六六〇メートルの地点
(79) 西宮防波堤西灯台から一九〇度九、三二〇メートルの地点

(80) 堺浜寺北防波堤灯台から二七五度一二、三二〇メートルの地点
(81) 亀ケ崎三角点から一度九、一二〇メートルの地点
(82) 平磯灯標から一五七度一五分五、三六〇メートルの地点
(83) 神戸第七防波堤西灯台から一八八度九、〇八〇メートルの地点
(84) 江埼灯台から四六度一、六三〇メートルの地点
(85) 平磯灯標から二一五度三、四五〇メートルの地点
(86) 平磯灯標から一七一度四、六四〇メートルの地点
(87) 津名港志筑外南防波堤灯台（北緯三四度二五分五五秒東経一三四度五四分五七秒）から一〇二度九、七五〇メートルの地点
(88) 津名港志筑外南防波堤灯台から七八度一五分四三〇メートルの地点
(89) 津名港志筑外南防波堤灯台から一五一度二四〇メートルの地点
(90) 津名港志筑外南防波堤灯台から一〇四度九、七四〇メートルの地点
(91) 亀ケ崎三角点から三四六度一五分七、四三〇メートルの地点

(92) 淡路由良港成ケ島沖灯標（北緯三四度一七分二〇秒東経一三四度五七分四四秒）から三八度四五分
一、三〇〇メートルの地点
(93) 生石鼻灯台から九〇度一、九九〇メートルの地点
(94) 日ノ岬三角点から二六九度一五分一一、二九〇メートルの地点
(95) 鳴門飛島灯台から一二〇度四五分二、六九〇メートルの地点
(96) 鳴門飛島灯台から七六度三〇分五二〇メートルの地点
(97) 孫埼灯台から四〇度八二〇メートルの地点
(98) 孫埼灯台から三五三度三〇分二、二七〇メートルの地点
(99) 大角鼻灯台から一四七度四、四四〇メートルの地点
(100) 淡路室津港西防波堤灯台から三三三度一五分五、〇一〇メートルの地点
(101) 江埼灯台から二六三度三〇分四、一四〇メートルの地点
(102) 江埼灯台から三二八度三〇分一、二〇〇メートルの地点
(103) 男木島灯台から九二度三、一八〇メートルの地点

(104) カナワ岩灯標から二九八度四五分一、九七〇メートルの地点

(105) 長崎鼻三角点（北緯三四度二三分五秒東経一三四度五分三〇秒）から二七五度一五分一、一二〇メートルの地点

(106) 長崎鼻三角点から二六六度一、一九〇メートルの地点

(107) 女木港鬼ケ島防波堤灯台（北緯三四度二三分一八秒東経一三四度三分一一秒）から一三三度一五分一、〇〇〇メートルの地点

(108) 女木港鬼ケ島防波堤灯台から七三度一五分一、二五〇メートルの地点

(109) 米埼灯台（北緯三四度三四分三六秒東経一三四度二分四八秒）から一一六度二、二八〇メートルの地点

(110) 沖鼓三角点（北緯三四度三三分四六秒東経一三四度六分三四秒）から二四二度三〇分二、四一〇メートルの地点

(111) 沖鼓三角点から一六八度一五分二、六八〇メートルの地点

(112) 宮崎三角点（北緯三四度三〇分一九秒東経一三四度九分二三秒）から二四二度一五分五五〇メート

ルの地点

(113) カナワ岩灯標から三二六度二、九九〇メートルの地点

(114) カナワ岩灯標から三二〇度三、三三〇メートルの地点

(115) 宮崎三角点から二五三度四五分一、〇七〇メートルの地点

(116) 沖鼓三角点から一七五度二、九八〇メートルの地点

(117) 沖鼓三角点から二三八度三〇分二、八三〇メートルの地点

(118) 米埼灯台から一二九度三〇分二、六五〇メートルの地点

(119) 宇野港口飛州灯台（北緯三四度二八分二六秒東経一三三度五六分五二秒）から三〇四度三〇分二八〇メートルの地点

(120) 荒神島三角点（北緯三四度二七分二五秒東経一三三度五七分三三秒）から三〇七度三〇分五一〇メートルの地点

(121) 荒神島三角点から一九三度三〇分一、七三〇メートルの地点

(122) 大槌三角点から八九度一五分二、二六〇メートルの地点

(123) 大槌三角点から一〇六度四五分九六〇メートルの地点
(124) 大槌三角点から一一七度七九〇メートルの地点
(125) 犬戻鼻灯標（北緯三四度二七分一八秒東経一三三度五六分三六秒）から一九五度一、五二〇メートルの地点
(126) 犬戻鼻灯標から一六五度一、五二〇メートルの地点
(127) 宇野港口飛州灯台から一八一度一、〇六〇メートルの地点
(128) 小瀬居島三角点から六二度一五分三、二二〇メートルの地点
(129) 小瀬居島三角点から一〇三度二、六五〇メートルの地点
(130) 小瀬居島三角点から一〇九度一、二六〇メートルの地点
(131) 小瀬居島三角点から五五度三〇分一、六五〇メートルの地点
(132) 太濃地嶋三角点（北緯三四度二六分五二秒東経一三三度四五分一二秒）から一二四度四五分二、七五〇メートルの地点
(133) 太濃地嶋三角点から一二九度三、八〇〇メートルの地点

(134) 向笠島三角点（北緯三四度二四分二二秒東経一三三度四七分二秒）から二八度一、三六〇メートルの地点

(135) 向笠島三角点から八五度一、二七〇メートルの地点

(136) 鍋島灯台から二八九度三〇分一、七八〇メートルの地点

(137) 本島港六号防波堤灯台（北緯三四度二二分五五秒東経一三三度四七分六秒）から七〇度四五分一、二九〇メートルの地点

(138) 向笠島三角点から一〇六度六一〇メートルの地点

(139) 太濃地嶋三角点から一三九度三、六四〇メートルの地点

(140) 太濃地嶋三角点から一三七度二、三二〇メートルの地点

(141) 丸亀港蓬莱町防波堤灯台（北緯三四度一八分三九秒東経一三三度四六分五八秒）から三二四度三、二三〇メートルの地点

(142) 丸亀港蓬莱町防波堤灯台から四三度三〇分四〇〇メートルの地点

(143) 丸亀港蓬莱町防波堤灯台から三一七度一〇〇メートルの地点

(144) 丸亀港蓬莱町防波堤灯台から三一七度三、三一〇メートルの地点

(145) 鴻ノ石三角点（北緯三四度二一分五七秒東経一三三度二五分三五秒）から二六三度二、〇一〇メートルの地点

(146) 鴻ノ石三角点から二二〇度三〇分六三〇メートルの地点

(147) 加治屋島三角点（北緯三四度二一分九秒東経一三三度二五分三五秒）から二八二度一五分一、四三〇メートルの地点

(148) 宇治島三角点（北緯三四度一八分五五秒東経一三三度二七分五八秒）から二一〇度一五分六、七七〇メートルの地点

(149) 六島灯台（北緯三四度一八分東経一三三度三二分二秒）から一三六度四五分一、二五〇メートルの地点

(150) 二面島灯台から三四八度三〇分一、五二〇メートルの地点

(151) 二面島灯台から五度四五分七七〇メートルの地点

(152) 六島灯台から一二七度三〇分二、二二〇メートルの地点

(153) 二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点
(154) 二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点
(155) 讃岐三埼灯台（北緯三四度一五分四一秒東経一三三度三三分三〇秒）から三三五度二、二六〇メートルの地点
(156) 宮ノ越鼻三角点（北緯三四度一一分五六秒東経一三三度一六分二〇秒）から二九二度三〇分一、五七〇メートルの地点
(157) 高井神島灯台（北緯三四度一一分四三秒東経一三三度一六分四秒）から二四九度六、四一〇メートルの地点
(158) 新居浜港垣生埼灯台（北緯三三度五九分三八秒東経一三三度一九分一五秒）から三五八度五、九三〇メートルの地点
(159) 新居浜港垣生埼灯台から五二度三〇分二、〇八〇メートルの地点
(160) 新居浜港垣生埼灯台から六度一、二七〇メートルの地点
(161) 新居浜港垣生埼灯台から三四四度三〇分五、四四〇メートルの地点

(162) 梶島三角点（北緯三四度七分二一秒東経一三三度九分三一秒）から三〇度一五分五、七七〇メートルの地点

(163) 燧灘沖ノ瀬灯標（北緯三四度六分一九秒東経一三三度六分二一秒）から二六度四五分二、八八〇メートルの地点

(164) 竜神島灯台から一五六度二、四一〇メートルの地点

(165) 竜神島灯台から一三一度三〇分一、〇六〇メートルの地点

(166) 燧灘沖ノ瀬灯標から八度一五分三、七八〇メートルの地点

(167) 宮ノ越鼻三角点から三一二度四五分二、七九〇メートルの地点

(168) 宇治島三角点から二一七度一五分七、八九〇メートルの地点

(169) 加治屋島三角点から二七五度一五分二、八二〇メートルの地点

(170) 弁天島三角点（北緯三四度一八分四七秒東経一三二度二四分七秒）から二八三度四五分二、八五〇メートルの地点

(171) 弁天島三角点から二七八度四五分九八〇メートルの地点

(172) 地獄山三角点（北緯三四度一八分四秒東経一三二度二五分）から二三七度四五分一、四九〇メートルの地点

(173) 安渡島三角点（北緯三四度一六分三五秒東経一三二度二四分一七秒）から三五二度一五分一、五四〇メートルの地点

(174) 幸之浦三角点（北緯三四度一七分一六秒東経一三二度二七分三七秒）から三四四度四五分九九〇メートルの地点

(175) 屋形石灯標（北緯三四度一七分五四秒東経一三二度二八分四五秒）から三五八度四五分九四〇メートルの地点

(176) 小用三角点（北緯三四度一五分五一秒東経一三二度二九分三一秒）から五八度三〇分一、八四〇メートルの地点

(177) 小用港中松田一号防波堤灯台（北緯三四度一五分東経一三二度二九分四二秒）から一二三度一五分九三〇メートルの地点

(178) 小麗女島灯台（北緯三四度一四分二五秒東経一三二度三一分九秒）から二五四度八二〇メートルの

地点

(179) 小麗女島灯台から二五七度四五分六〇〇メートルの地点

(180) 小麗女島灯台から二二七度四五分五四〇メートルの地点

(181) 小麗女島灯台から二四二度一五分一、〇三〇メートルの地点

(182) 小用港中松田一号防波堤灯台から一三六度四五分七八〇メートルの地点

(183) 小用三角点から五五度四五分一、六一〇メートルの地点

(184) 屋形石灯標から三五一度四五分六二〇メートルの地点

(185) 幸之浦三角点から三四六度一五分七三〇メートルの地点

(186) 安渡島三角点から三四九度一、二九〇メートルの地点

(187) 安渡島三角点から二二六度六六〇メートルの地点

(188) 中ノ瀬灯標（北緯三四度一六分一五秒東経一三二度二二分二八秒）から一六一度六七〇メートルの地点

(189) 安芸俎礁灯標（北緯三四度一五分四秒東経一三二度二一分三六秒）から二七〇度一、四二〇メート

ルの地点

(190) 安芸白石灯標（北緯三四度一〇分四一秒東経一三二度二〇分五三秒）から二一三度一五分五七〇メートルの地点

(191) 横島三角点（北緯三四度二分二六秒東経一三二度二九分二三秒）から二五〇度四五分二、九一〇メートルの地点

(192) 横島三角点から一八四度一五分二、〇七〇メートルの地点

(193) 館場三角点（北緯三四度一分三八秒東経一三二度三五分二七秒）から一七一度一五分一、三三〇メートルの地点

(194) クダコ島灯台（北緯三三度五八分九秒東経一三二度三三分五一秒）から一五九度三〇分一、九九〇メートルの地点

(195) フグリ岩灯標（北緯三三度五六分八秒東経一三二度三六分二七秒）から一九〇度九八〇メートルの地点

(196) 小市島灯台（北緯三三度五四分三七秒東経一三二度三五分一七秒）から一四〇度三〇分二、二七〇

メートルの地点

(197) 釣島灯台（北緯三三度五三分三五秒東経一三二度三八分一九秒）から三三四度一五分二、六四〇メートルの地点

(198) 野忽那島灯台（北緯三三度五七分五八秒東経一三二度四一分五一秒）から一一九度一五分九九〇メートルの地点

(199) 安居島灯台（北緯三四度四分一四秒東経一三二度四二分三九秒）から二九三度三〇分二、九四〇メートルの地点

(200) 呉港阿賀沖防波堤西灯台（北緯三四度一三分一三秒東経一三二度三五分四五秒）から一九一度二、〇六〇メートルの地点

(201) 呉港阿賀沖防波堤西灯台から一四八度二、三七〇メートルの地点

(202) 安居島灯台から三二〇度四五分二、一五〇メートルの地点

(203) 野忽那島灯台から五七度二、三六〇メートルの地点

(204) 波妻ノ鼻灯台（北緯三三度五九分五八秒東経一三二度四六分一秒）から二六八度三〇分三、一四〇

メートルの地点

(205) 来島梶取鼻灯台（北緯三四度七分六秒東経一三二度五三分三三秒）から二七九度三〇分二、七八〇メートルの地点

(206) 桴磯灯標から三二六度二、八三〇メートルの地点

(207) 桴磯灯標から三〇一度一、六九〇メートルの地点

(208) 来島梶取鼻灯台から二五五度一、七四〇メートルの地点

(209) 波妻ノ鼻灯台から二四五度四五分二、一八〇メートルの地点

(210) 野忽那島灯台から一二一度二、五一〇メートルの地点

(211) 釣島灯台から三五〇度三〇分一、三三〇メートルの地点

(212) 釣島灯台から二四三度四五分三、〇四〇メートルの地点

(213) 松山港吉田浜地区防波堤灯台（北緯三三度五〇分五二秒東経一三二度四一分三二秒）から三三四度一五分一、〇三〇メートルの地点

(214) 松山港吉田浜地区防波堤灯台から二二九度八〇〇メートルの地点

(215) 小市島灯台から一六八度一五分四、四六〇メートルの地点

(216) 由利島灯台（北緯三三度五〇分四四秒東経一三二度三一分五七秒）から一四四度三〇分二、五四〇メートルの地点

(217) 佐田岬灯台（北緯三三度二〇分三五秒東経一三二度五四秒）から三〇四度三〇分六、八六〇メートルの地点

(218) 佐田岬灯台から二三一度三、三三〇メートルの地点

(219) 佐田岬灯台から二三一度四、七六〇メートルの地点

(220) 国東港古市C防波堤東灯台（北緯三三度三〇分九秒東経一三一度四四分六秒）から一〇七度一五分一四、六八〇メートルの地点

(221) 大分港鶴崎東防波堤灯台（北緯三三度一六分四八秒東経一三一度四〇分四六秒）から五三度四五分一、七五〇メートルの地点

(222) 大分港鶴崎東防波堤灯台から一一度一五分六九〇メートルの地点

(223) 大分港鶴崎東防波堤灯台から三九度三〇分六、二五〇メートルの地点

(224) 別府観光港沖防波堤北灯台（北緯三三度一八分二九秒東経一三一度三〇分二四秒）から四八度六六〇メートルの地点

(225) 別府観光港沖防波堤北灯台から二〇度四五分一、二二〇メートルの地点

(226) 大分港鶴崎東防波堤灯台から四〇度七、二六〇メートルの地点

(227) 国東港古市C防波堤東灯台から一〇五度一五分一四、一七〇メートルの地点

(228) 姫島東浦港四号金防波堤灯台（北緯三三度四四分一五秒東経一三一度四一分）から三三度四五分三、三二〇メートルの地点

(229) 本山灯標（北緯三三度五二分五四秒東経一三一度一四分五九秒）から一四二度一五分六、六八〇メートルの地点

(230) 本山灯標から二三九度四五分五、九九〇メートルの地点

(231) 新門司防波堤灯台から九〇度一四、七七〇メートルの地点

(232) 新門司防波堤灯台から八七度三〇分一五、二五〇メートルの地点

(233) 本山灯標から二五三度五、一七〇メートルの地点

(234) 本山灯標から二七五度一五分四、二四〇メートルの地点
(235) 本山灯標から二七五度一五分三、五三〇メートルの地点
(236) 本山灯標から二四七度一五分四、六六〇メートルの地点
(237) 本山灯標から一三一度四五分五、八九〇メートルの地点
(238) 稲積三角点（北緯三三度四三分五五秒東経一三一度四一分五九秒）から三九度四五分五、三七〇メートルの地点
(239) 岩島灯台（北緯三三度五九分一秒東経一三一度四五分九秒）から二一一度四五分二、七〇〇メートルの地点
(240) 岩島灯台から二一九度四五分一、八〇〇メートルの地点
(241) 粭島三角点（北緯三三度五八分四二秒東経一三一度四五分四九秒）から二一二度三〇分一、六六〇メートルの地点
(242) 粭島三角点から二〇八度三〇分二、一七〇メートルの地点
(243) 稲積三角点から五一度三〇分六、一六〇メートルの地点

(244) 八島灯台（北緯三三度四二分四九秒東経一三二度八分三秒）から一八二度三〇分一、五三〇メートルの地点

(245) 小水無瀬島灯台（北緯三三度四六分三九秒東経一三二度二三分三一秒）から九四度四五分一、五六〇メートルの地点

(246) 由利島灯台から一五〇度四五分一、一一〇メートルの地点

(247) 小市島灯台から一八〇度三〇分三、三一〇メートルの地点

(248) 小市島灯台から八度四五分一、二五〇メートルの地点

(249) 大山三角点（北緯三三度五六分九秒東経一三二度三三分三秒）から三二度三〇分一、二七〇メートルの地点

(250) 風切鼻灯台（北緯三三度五九分四〇秒東経一三二度三四分）から四五度一、四六〇メートルの地点

(251) 横島三角点から一八八度三、四九〇メートルの地点

(252) 柱島港来見沖防波堤北灯台（北緯三四度一分二六秒東経一三二度二五分一八秒）から九四度四五分二、六一〇メートルの地点

(253) 安芸白石灯標から一七七度三、七四〇メートルの地点

(254) 岩国港北防波堤灯台（北緯三四度一一分三八秒東経一三二度一四分五秒）から九九度三、三一〇メートルの地点

(255) 岩国港北防波堤灯台から八六度四五分二、八九〇メートルの地点

(256) 安芸白石灯標から一八六度三〇分二、九八〇メートルの地点

(257) 安芸白石灯標から二四二度一五分一、九五〇メートルの地点

(258) 安芸俎礁灯標から二八七度二、九四〇メートルの地点

(259) 中ノ瀬灯標から一六四度一七〇メートルの地点

(260) 中ノ瀬灯標から七九度三〇分九三〇メートルの地点

(261) 那沙美三角点（北緯三四度一六分四四秒東経一三二度二二分四〇秒）から三〇度四五分一、七二〇メートルの地点

(262) 由利島灯台から二一八度六、四九〇メートルの地点

(263) 佐田岬灯台から三〇九度三〇分八、一七〇メートルの地点

(264) 稲積三角点から三五度三、六五〇メートルの地点
(265) 八島灯台から一七八度一五分二、九八〇メートルの地点
(266) 小水無瀬島灯台から一二三度二、五五〇メートルの地点

附　則

（施行期日）

1　この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域（改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する大阪湾に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

（罰則に関する経過措置）

３　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理　由

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象となる旅客施設の用途等を定めるほか、緊急確保航路の区域として瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を定める等の必要があるからである。